

名古屋市立大学と中京大学との包括連携に関する協定書

名古屋市立大学と中京大学（以下「両大学」という。）は、相互の連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両大学と地域社会の一層の発展に資するため、両大学が教育、研究、社会貢献等に関して連携を推進し、学術及び産業の発展並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両大学の主な連携事項は、次のとおりとする。

- （1） 教育に関すること
- （2） 研究に関すること
- （3） 社会貢献に関すること
- （4） 学生が行う諸活動に対する支援に関すること
- （5） その他両大学が必要と認めること

（事業の実施）

第3条 本協定に基づく具体的な事業の策定及び実施等については、その都度両大学が、覚書により合意するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、署名の日から3年間とする。ただし、有効期間満了6箇月前までに両大学のいずれからも書面による改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合の取扱いは、両大学の協議によるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年1月16日

名古屋市立大学

中京大学

学長

郡 健二 郎

学長

安村 仁志